

令和4年 第6回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年6月3日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	欠 席	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	欠 席
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

13番 二宮 賢光委員

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭
事務局次長 久保田 豊人
事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

8番 菊池 繁生委員
12番 長岡 由紀委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第31号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について	1件
議案第32号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について	1件
議案第33号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	7件
議案第34号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	9件
議案第35号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	1件
議案第36号	空き家に付属した農地の指定について	1件
議案第37号	空き家に付属した農地の指定解除について	1件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による届出等について	1件

第4 協議・連絡事項

- ・ 農業者年金について
- ・ 第7回農業委員会総会の開催及び総会後の情報交換会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和4年第6回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名中、17名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は8番「菊池 繁生委員」、12番「長岡 由紀委員」の2名です。

なお、推進委員から「13番、二宮 賢光委員」の1名に出席していただいております。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 議 長 それでは議事録署名人に「13番、比企 義一委員」、「14番、曾我
和彦委員」を指名します。
- 議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上
程いたします。
番号13から14まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第30号、番号13から14まで一括して説明します。
番号13、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「741
㎡」、外5筆、計「5,690㎡」、3条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「遺言公正証書により農地を遺贈する」。
譲受人は「遺贈により農地を譲り受けて、親子で農業経営に励みたい」
であります。
譲受人の経営面積は142.4aです。
続きまして、番号14について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「679㎡」、3条
有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「空き家バンクに登録した空き家と共
に付属する農地を売却したい」。譲受人は「空き家に付属した農地を
取得して、自家用の野菜・果物を栽培したい」であります。
譲受人の経営面積は「0a」となっていますが、八幡浜市では空き
家に付属した農地に限り、1アールから取得できます。また譲受人か
らは取得農地を3年以上継続して耕作する旨の誓約書の提出がありま
した。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条
第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 番号 13 について説明します。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇に亡くなられています。遺言によって、身内にあたる「〇〇〇〇」さんに遺贈するとのこと。遺言書に基づく遺贈でございます。許可があり次第、所有権移転登記を行うということでございますのでよろしくお願いいたします。

次に番号 14 について説明します。

この件につきましては、先月皆さんにご説明いたしました空き家バンクに登録していた件で、早速売れたようでございます。皆様にご承認を頂いておりますので報告という事でよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 15、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 15 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,142 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「病気で後継者もないので農地を譲り渡したい」。譲受人は「後継者と共に農地を拡大し、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積は 459.1a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。近所で話がまとまったということで、「〇〇〇〇」さん、病気がちで、この土地は遊休農地になっているそうです。「〇〇〇〇」さんは後継ぎもいるので、ここを買いますということで買われたそうです。遊休農地ということで、解消のためによろしく願いますということで、「〇〇〇〇」さんにもお願いしてきました。

そういうことですので、よろしく願います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号16、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号16について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,398 m²」外22筆、計「26,252 m²」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、後継者である息子に農

地を贈与したい」。譲受人は「後継者として農地を譲り受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積は315.5aです。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、息子となっていますが、養子さんで娘婿、〇〇〇〇から数年前に帰ってきまして、現在、〇〇〇〇として活動し、この地区の〇〇〇〇もやられておられます。「〇〇〇〇」さん、ちょっと目とかも悪くなって、農作業もなかなか出来なくなってきたため、今回息子に農地を贈与したいということなので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号17から18まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号17から18まで一括して説明します。

番号17、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「862㎡」外1筆、計「2,623㎡」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、農地を息子に譲り渡したい」。譲受人は「父親の農地を譲り受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積は105.5aです。

続きまして、番号18について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「495 m²」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、耕作を続ける事ができないので譲り渡したい」。譲受人は「自分の畑の隣で、耕作に便利のため購入したい」であります。

譲受人の経営面積は453.5aです。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

14番 番号17・18を説明します。

番号17、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。親子です。この園地ですが、地目の方が山林となっておりますが、ずっと前から樹園地となっております。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇なのですが、非常に熱心に山に行かれてどんどん増やしているところです。問題ないと思います。

番号18、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、高齢で、〇〇〇〇におられる娘さんのところにいつ行かれるか分からないので、この土地を買ってもらえないだろうかということで、「〇〇〇〇」さんが、隣の園地なので私が買いますということで、話がまとまりました。

よろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 31 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。
番号 2、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第 31 号、番号 2 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「436 m²」外 2 筆、計「1,121 m²」です。
申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
転用目的「賃貸共同住宅用地」、転用理由、「申請者はアパート経営を行っているが、入居率もよく入居の問い合わせも多数あるので既存の賃貸共同住宅の近くの申請地に増設したい。申請地は、市街地に近く生活上便利である」とのことです。
続いて参考資料の 1、2 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は〇〇〇〇の南に位置しており、都市計画用途地域の「第 2 種中高層住居専用地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する地域内農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。
この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。
参考資料 3 ページから 6 ページまでに、地番地目図及び図面等を掲載していますのでご確認ください。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。〇〇〇〇という〇〇〇〇を行っている〇〇〇〇です。どうしてこういう住宅にするのですかと聞いた
ら、なかなか高齢のために〇〇〇〇がしんどくなったということで、
こっちの〇〇〇〇の方に替えるんですということで、言われておりました。
現地を見にいったのですが、隣も宅地になっておりますし、
周りにも新しい家がたくさん建っております。現地は庭木の薪が入って
おりましたが、これは住宅でいいかなと思いました。
よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可
申請に対する意見について」を上程致します。
番号 5、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 32 号、番号 5 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「750 m²」、所
有権移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
転用目的「宅地分譲用地」、転用理由「申請地は、住環境の良い場
所なので、取得して造成し宅地分譲をしたい」とのことです。
参考資料の 7 ページと 8 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇東側に位置しており、都市計画用途地域の「第
一種中高層住居地域」にあります。このことから、申請地の農地区分
は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」
に該当するため、「第 3 種農地」となります。
この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることがで

きることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

また、本案件は、宅地造成のみの転用ですが、「農地法施行規則第57条第5項へ」に基づき、許可相当となります。

参考資料の9ページと10ページに、地番地目図、計画平面図を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 この土地は〇〇〇〇横の農地でありまして、元々は田んぼであった土地です。現在、住宅と農地が混在する場所で、何かと難しい土地でございます。「〇〇〇〇」さんは果樹農家ですけど、果樹などは植えずに草地として管理をしていました。この際、宅地化して譲渡したいとのこと。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第33号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。

番号51、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第33号について説明します。

番号51、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「220㎡」外2筆、計「4,804㎡」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「514.4a」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 今ほどの案件ですけど、譲渡人の「〇〇〇〇」さん、まだ〇〇〇〇で若いのですが、母親の方が高齢で、適正な面積にして良い物を組合に出荷したい。そのような考えの中で、隣接地の「〇〇〇〇」さんの方、父親、若い後継者、親子3代でがんばっておられますけれども、まだ少しやれるというようなことで、隣ですので購入ということになっております。

よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号52から53まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号52から53まで一括して説明します。
番号52、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「132 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「140.4 a」、価格「〇〇〇〇」。
番号53、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「870 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「140.4 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 番号 52、53 についてまとめて説明します。
この 2 つの園地ですが、他所から来て耕作をされていたのですが、今年から辞めるということで、「〇〇〇〇」さんの方が「〇〇〇〇」さんの方へまとめて作ってもらったらということで、それなら買いましようということで、話がまとまりました。まだ、〇〇〇〇でばりばりなので充分やれると思います。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 54、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 54、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「78 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「335.8 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 売り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買い手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは病気でずっと入院中でありまして、お母さんが管理されていたのですが、管理もされているのかされていないような形の園地となっておりまして、隣接する「〇〇〇〇」さん、お父さんと一緒にがんばっておられます。それでどうにか私が作って復活させますということで、こういう売買となりました。
よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、番号 55 から 56 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号 55 から 56 まで一括して説明します。
番号 55、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「660 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「188.7 a」、価格「〇〇〇〇」。
番号 56、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,624 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「97.7 a」、こちらの農地につきましては「〇〇〇〇」となっています。
以上です。

議長 　　地元委員の説明を求めます。

13番 　　番号 55、56 についてまとめて説明します。
「〇〇〇〇」さんは高齢で、今年、旦那さんが亡くなりまして、息子さんがおられるのですが、仕事を別にしておりますので、農作業は出来ないということで、また、山が自宅からも離れているので、「〇〇〇〇」さん、足も少し悪いので、作業困難とのことで、自宅から離れたこの 2 園地を処分しようということになりました。
番号 55 は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。園地が家から近いので今回作りましょうということで引き受けていただきました。
番号 56 は「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。まだ若いし、近所にご兄弟、女性ですが、帰ってきて農作業を手伝っているので作業面も大丈夫だと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 57、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 57、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「770 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「489.6 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

17 番 　　「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇です。
この園地は 3、4 年前から「〇〇〇〇」君が作っておりますが、その 3、4 年前に「〇〇〇〇」さんのお父さんが山でこけて、それから「〇〇〇〇」君が耕作されているみたいですが、その後亡くなって、現在に至っております。それで今回話があって、「〇〇〇〇」君が買いますということで、「〇〇〇〇」君の畑は園内道が付いていて、広い畑がありますが、その横に「〇〇〇〇」さんの畑があるわけですが、モノレールも一緒に買うとのこと。「〇〇〇〇」君、ばりばりですので、綺麗に作ってくれると思います。
よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。
番号 162 から 164 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 34 号について説明します。
番号 162 から 164 まで一括して説明します。
番号 162、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,252 m²」外 1 筆、計「4,695
m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「411 a」、期間「14 年 10 カ
月」。
番号 163、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,421 m²」外 3 筆、計「5,446
m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「411 a」、期間「9 年 10 カ
月」。
番号 164、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「4,020 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「149.1 a」、期間「9 年 11
ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 それではまず番号 162、163 についてご説明をいたします。
「〇〇〇〇」さんですけど、現在〇〇〇〇にお住まいです。親から
相続した農地、今はみかんの木を伐採し、年に数回、草刈りをして管
理をしていました。そこを「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですけど、まだ
まだ量的に農地を広げています。番号 162、163 で 1 丁を超えますの
で大変ですけど、意欲的ががんばっていますのでよろしく願います。

番号 163 ですが、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の方です。〇〇〇〇、ご主人を亡くして買い手を探していたところ、「〇〇〇〇」君が買いましょうということで、話がまとまりました。

番号 164 ですが、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですが、「〇〇〇〇」さん、がんばって農家をやっておられるのですが、若干しんどいということで、畑を減らそうということになりました。「〇〇〇〇」君は数年前から〇〇〇〇を始められた方ですが、まだ少し余裕があるということで話がまとまっています。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 165、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 165、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,124 m²」、新規の賃貸借です。設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「35.2 a」、期間「8年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「35.2 a」となっておりますが、市外の農地約「83 a」を耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

9 番 　　借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇を超えております。借り手の「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇在住ですが、元々〇〇〇〇出身でありまして、〇〇〇〇になる弟さんと〇〇〇〇の山を一緒に管理しております。

それで、「〇〇〇〇」さんとの関係は、伯父と甥の関係でありまして、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇を超えているのですが、今年はがんばるつもりでしたが、やっぱり「〇〇〇〇」君やってくれということで、こういう形となりました。

よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 166 から 167 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号 166 から 167 まで一括して説明します。

番号 166、「〇〇〇〇」、「田」、「472 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「97.7 a」、期間「9 年 10 ヶ月」。

番号 167、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「274 m²」外 2 筆、計「851 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「97.7 a」、期間「9 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番

166 番ですが、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですけど、〇〇〇〇の方をしておりまして、兼業農家になります。この土地、中山間の関係でちょうど隣に倉庫がありまして、荒らしたらだめだということで、草刈

りだけやっている何も埋まっていないところです。その隣に「〇〇〇〇」君が耕作していきまして、それじゃ私が作りましょうということで今回の使用貸借となりました。

167番「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、農業はやっておりません。また、高齢のために大体の土地を人に貸しております。今回のこの案件ですが、元々「〇〇〇〇」君の祖父の代から3、40年程前から耕作していたそうですが、農業委員会を通していなかったために、166番の案件もありまして、今回、賃貸借の申請をすることになりましたので、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇委員 退席)

議長 　　続きまして、番号168から170まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号168から170まで一括して説明します。

番号168、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,964㎡」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「14年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約「224a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありませぬ。

番号169、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,304㎡」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「105.5 a」、期間「9 年 10 カ月」。

番号 170、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,500 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「189.5 a」、期間「9 年 10 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

13 番

番号 168 から 170 まで説明していきます。

番号 168、170 についてですが、「〇〇〇〇」さん、家族もいなくて本人も病気がちということで、農地を減らしたいということでこういう形となりました。

番号 168、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇」さんの息子さんで、前向きに農業に取り組んでおられます。

番号 170、「〇〇〇〇」さん、こちらまじめに農業に取り組んで、農地を増やしております。

そして、番号 169、「〇〇〇〇」さん、これは元々「〇〇〇〇」さんが作っておられたのですが、病気がちということで、やめたいということで、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、農家をするつもりはないとのことなので、作る人を探したところ、「〇〇〇〇」さん、先ほどの 3 条議案で承認された方です。

どうぞよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

(○○○○委員 着席)

議 長 続きまして、議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「一括方式」。
番号 8、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 35 号について説明します。こちらは農地中間管理
機構を通した貸借となっています。
番号 8、「○○○○」、「樹園地」、「326 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「○○○○」。
設定を受ける者「○○○○」、経営面積「272.5a」、期間「4年7カ
月」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 「○○○○」さん、○○○○。○○○○に奥さんを亡くされてから
は、面積を縮小して、こぢんまりとみかん作りをされていたのですけ
ど、肩が痛い、腕が上がらないということで、今回、最後の畑を隣の
「○○○○」君、○○○○、○○○○で今年から○○○○にも任命さ
れるぐらい優秀な農家さんです。問題ないかと思しますので、よろし
くお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 36 号「空き家に付属した農地の指定について」
を上程致します。
番号 2、事務局の説明を求めます。

事務局

このたび、空き家担当部署から空き家に付属した農地指定申請書が提出されました。

八幡浜市では、平成30年8月より、別段面積の見直しを行い、空き家に付属した農地に限り、1アールから取得可能となっています。

それでは、議案第36号、番号2について説明します。

申請者、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請地、「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「430㎡」です。

空き家に付属した農地の指定としては、指定する。

理由としては、適用条件を満たすためであります。

参考資料の11ページから14ページに、農地利用状況等調査表、位置図、地番図及び、市のホームページを添付しております。

手続の流れ、適用条件につきましては記載のとおりです。

申請者の〇〇〇〇さんは、手続の流れのとおり、所有する住宅を八幡浜市空き家バンクに登録し、空き家に付属した農地指定申請書を農業委員会に提出しております。

本日の総会におきましては、申請地が適用条件を満たす農地であるかどうかの判断をして頂きたいと思っております。

説明は、以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

5番

先月の5月10日に事務局と2人で申請があったこの土地を見に行きました。その感想を報告します。

場所は〇〇〇〇近くの農地で、農地に少し柿やビワなどが植えられていたのですが、管理している状態ではありませんでした。遊休農地ということだと思います。

この土地は空き家のちょうど前にありますので、便利で利便性が良い土地ではないかと思っております。また、すぐ農地として使えるなりの土地ですので、この土地でしたら、遊休農地解消のために、空き家に付属した農地として指定すべき農地ではないかと思っております。

よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 37 号「空き家に付属した農地の指定解除について」を上程致します。
番号 1、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 37 号、番号 1 について説明します。
空き家に付属した農地指定申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。申請地「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「679 m²」です。
令和 4 年 5 月 6 日総会、議案第 29 号、番号 1 にて空き家に付属した農地指定を受けましたが、売買が成立し、本日の総会、議案第 30 号、番号 14 で農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出、許可されました。
よって、八幡浜市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第 8 条及び 9 条に該当するため、指定の解除を行ってよいかどうかの判断をして頂きたいと思います。
説明は、以上です。
- 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第5号について説明します。
番号17、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,398 m²」外22筆、計「26,252 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「農地を贈与するため」であります。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年6月3日

会 長 大本 定一

議事録署名人 比企 義一

議事録署名人 曾我 和彦